

令和6年11月28日

パブリック・コメント実施

施策等に関する下記計画について、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するために、パブリック・コメントを実施します。

記

1. パブリック・コメント対象案件 ※内容、特徴等については別紙のとおり

No.	名称	担当課
1	福島市文化振興計画 ～文化が人と地域にとけこむまち～	文化振興課

2. 意見の提出期間

令和6年11月28日（木）～令和7年1月6日（月）

3. 素案の閲覧方法

- ①市ホームページ
- ②閲覧場所／文化振興課、広聴広報課、市民情報室、各支所・出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

4. 意見の提出方法

- ①市ホームページから専用フォームで
- ②上記閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送またはファクスで

5. 意見を提出できる方

- ①本市に住所を有する方
- ②本市に事務所又は事業所を有する方
- ③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ④本市に存する学校に在学する方
- ⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

6. その他

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当：広聴広報課
課長 齋藤 課長補佐 松川
電話 024-563-7488（直通）

福島市文化振興計画 ～文化が人と地域にとけこむまち～

市民・文化スポーツ部

文化振興課

目指す姿	福島市らしい特色ある文化の継承と持続的な発展を図り、市民のふるさとへの愛着の醸成、文化が息づく心豊かな市民生活及び魅力あふれる地域の実現
計画の期間	令和7年度 ～ 令和11年度（5年間）
	1 市の文化振興に関する基本的な計画として策定します 令和5年1月に施行した福島市文化振興条例において、文化振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めるものとしています。 また、国では平成29年の文化芸術基本法の改正において、地方における文化芸術の推進に関する計画策定を努力義務としています。 2 本市が目指す文化のまちの姿 文化が人と地域にとけこむまち ～創造と継承 「福島市らしさ」を未来へつなぐ～ 3 基本方針 方針1 であう・ふれる ‘好き！’をみつける ～文化活動の機会の充実～ 方針2 そだてる・つくる ‘好き！’をとことん ～文化活動を支える環境の整備～ 方針3 まなぶ・ふかめる ‘福島市らしさ’をみぢかに ～文化を伝える教育の推進～ 方針4 まもる・いかす ‘福島市らしさ’をだいじに ～文化の保護、継承と活用の推進～ 方針5 ひろげる・つながる ‘好き！’をみんなと ～文化の発信と交流、文化を活かした様々な分野との連携の推進～
意見提出期間	令和6年11月28日 ～ 令和7年1月6日
備考	

担当：文化振興課 文化振興係
 課長 齋藤 課長補佐 菊田
 電話 024-525-3785（直通）